

マラヤにおけるゴム植え替え政策の問題点

— ゴム小生産者の経営条件に関連して —

ほり い けん ぞう
堀 井 健 三

I はじめに

後進国がある1, 2の特殊な産業に国民経済が大きく依存せざるをえない実状にあることは言うまでもないことであるが, その点マラヤも例外でなく, 国民経済のゴム産業への依存度はきわめて大きい。たとえば1961年のマラヤにおける農産物別耕地面積を見ると(註1), 総耕地面積550万エーカーのうち実に65%以上がゴムによって占められ, 第2位の稲作耕地面積の16.4%を大きく上回っている。その他ココナット・オイル・パーム, 果実などの栽培が行なわれているが, ゴム栽培に比較してその比率は非常に低い。このように400万エーカーに近い広大な土地で栽培され, 採取されているゴムは国民所得でも大きな割合を占め, IBRD(国際復興開発銀行)による1954年のマラヤの経済開発に関する報告によれば, 朝鮮戦争時の戦略物資価格騰貴の影響もあるが, 1951, 52年の両年では国民所得の30%近くがゴム産業によって生み出されている。そのほか, ゴム運送業, 輸出業などの関連産業の所得を計算すれば30%以上の国民所得がゴムによって産出されていると推定される。

またマラヤで生産されたゴムは, 米がまったくの自給農産物であるのに反し, その95%以上(註2)が海外先進諸国の自動車工業を中心に工業用原料として輸出されている。そして輸出額もマラヤ連邦の年間総輸出額のうち1952年から60年までは55

%から70%以上にも及び(註3), 外貨獲得の主要なでない手になっている。このようにマラヤの農産物別耕地面積, 国民所得, 輸出額で大きな比重を占めているゴム産業は, 当然産業別就業人口でも高い比率を占めている。たとえば1957年の人口センサスによると, 就業人口総数210万8070人のうち農業就業人口が116万4202人と55%以上を占めているが(註4), さらにその農業就業人口のうちゴム産業に従事する人口は1947年で44.1%を1957年では50%を上回る数字を示し, 就業人口の面でもゴム産業の重要性をうかがい知ることができるのである。

つぎにゴム産業の構造についてふれ, ゴム小生産者の地位について簡単に示しておこう。現在, 統計上マラヤのゴム産業はその経営規模によりエステートと小規模ゴム栽培園(small-holding, 以下小農園と略す)に区別されている。エステートは100エーカー以上の栽培園をさし, 100エーカー未満が小農園である。そこで今1961年の『ゴム統計要覧』(*Rubber Statistical Handbook*)により, エステートと小農園の栽培面積, 生産量をみると, 第1表のごとく, 小農園の栽培面積は年々増加し, 1961年にはついにエステートの栽培面積を凌駕するにいたった。しかしエステートの栽培面積は一貫して190万エーカーから200万エーカーを中心として安定し, 依然としてゴム産業の主要部分を占めている。これを生産量について見ると, 小農園のゴ

第1表 エステート、小農園におけるゴムの栽培面積および生産量

年 度	面 積 (1,000エーカー)		合 計	生 産 額 (1,000トン)		合 計
	エステート	小 農 園		エステート	小 農 園	
1950	1,964	1,587	3,551	376.7	317.7	694.4
1951	1,964	1,593	3,557	328.8	276.5	605.3
1952	1,997	1,600	3,597	341.7	242.5	584.2
1953	2,030	1,606	3,636	341.8	232.6	574.4
1954	2,018	1,629	3,647	345.5	241.0	586.5
1955	2,015	1,650	3,665	352.5	286.2	638.7
1956	2,008	1,686	3,694	351.6	274.4	626.0
1957	2,011	1,710	3,721	368.6	268.9	637.5
1958	1,981	1,766	3,747	390.1	272.7	662.8
1959	1,942	1,841	3,783	480.0	289.8	769.8
1960	1,934	1,906	3,840	414.1	294.3	708.4
1961	1,937	1,986	3,923	429.5	307.2	736.7

(出所) Rubber Statistical Handbook, 1961年より。

ム生産量は1961年度においてもエステートのそれを下回り、小農園ゴム栽培の生産性の低さを示している。これは品種改良、施肥、タッピング（Tapping——切りつけ技術のこと）といったゴム栽培技術がエステートより劣っているためと思われる。また100エーカー以上のエステートを人種別・規模別所有に分けてみると第2表のごとくイギリス人を中心としたヨーロッパ人所有のエステートでは3000エーカー以上の大規模エステートが圧倒的に多く、60%近くを占めている。一方中国人を中心としたアジア人所有のエステートは100エーカーから2000エーカーまで、特に500エーカー以下の中・小規模エステートによって大部分を占められており、1000エーカー以下のエステートの占

める割合を見ると55%にも達している。

このようにマラヤのゴム・エステートは人種によってその経営規模がきわめて対照的であるが、マライ人民族資本によるゴム・エステートへの進出はほとんど見ることができない。しかしこれに対して100エーカー以下の小栽培園では後の第6表で見ると、5エーカー以下のマライ人零細ゴム生産者が大半を占め、イギリス人、中国人ゴム栽培者と比較して規模の点できわめて劣っていることがわかるのである。いわばマラヤのゴム産業は国民経済の中で大きな位置を占めながら、イギリス植民地資本による大規模経営を頂点として、中国系エステートがこれに続き、マライ人はその大部分がゴム小生産者としての地位に甘んず

第2表 1961年度の人種別・規模別ゴム、エステートの分布

	ヨーロッパ人所有		アジア人所有		合 計	
	数	面 積	数	面 積	数	面 積
100~ 499	42	10,973	1,397	271,458	1,439	282,431
500~ 999	61	46,312	212	154,321	273	200,633
1,000~1,999	172	253,791	102	137,591	274	391,390
2,000~2,999	76	191,397	25	60,231	101	251,628
3,000~4,999	80	311,919	14	52,307	94	364,226
5,000以上	51	352,104	12	102,452	63	454,556
合 計	482	1,166,496	1,762	778,360	2,244	1,944,856

(出所) Rubber Statistical Handbook, 1962年より作成。

るといった典型的な植民地型産業構造に形作られているのである。

小論はマラヤのゴム産業の中で零細ながら重要な位置を占めているゴム小生産者が、1951年以來の合成ゴム対策として施行されてきたゴム植え替え政策によってどのような影響を受け、特にその具体的な政策手段として採用された資金調達と分配の仕組みが、かれらの経営条件にどうからみ合い、しいてはどう反映しつつあるかを分析しようとするものである。

(注1) *Monthly Statistical Bulletin of the Federation of Malaya*, 1963, 2, p. 15.

(注2) *Rubber Statistical Handbook*, 1960年——により1950~60年までの年々のゴム輸出率を $\frac{\text{生産量} - \text{現地消費量}}{\text{生産量}}$ の方式で計算したもの。

(注3) *Rubber Statistical Handbook*, 1960年。

(注4) 1954年のIBRD(国際復興開発銀行)の報告によれば、当時の農業就業人口は全産業就業人口の65%にも達している。

II 植え替え資金調達の問題点

マラヤ政府がゴム植え替え政策をゴム小生産者に実施する理由は二つある。一つはゴム小生産者の老齢化したゴム樹に代えて品種改良樹に植え替

え、生産性と生活水準の上昇を図ることであり、もう一つは先進工業国の合成ゴム生産に対抗するためである。まず最初の国内的要因から述べてみよう。

ゴム樹の経済的な平均寿命は普通約30年とされているが、現在マラヤのゴム小生産者が栽培しているゴム樹は老齢化しているために産出量も落ち、ラテックスの水分含有率も高く品質が低下しているので収益性を無視して採取せざるをえないものが多い。たとえば1954年のMudie Missionの報告によれば(注5)、ゴム小生産者のゴム樹の樹齢別構成は第3表のごとくになっている。この表からわかるようにゴム樹のうち28年以上を経たものが多く約63%、30年以上のものでは45.3%を占めており、マラヤでのゴム小生産者の植え替えの必要性が高いことを示している。また1948年10月に設立されたゴム小生産者調査委員会(注6)の1952年の最終報告書はゴム小農園のゴム樹のうち植え替えを必要とする30年樹以上のものが全体の67%に達していると報告している。Mudie Missionの報告とゴム小生産者調査委員会の報告には数字的にかなりの相違があるが、ゴム小生産者のゴム樹が老朽化し、植え替えの必要性と緊急性の高いことを示していることには変わりない。

第3表 1953年末におけるエステートおよび小農園のゴム樹齢 (単位: 1,000エーカー)

	金栽培 耕地面積	未成熟 面積	成熟面積	成熟面積の樹齢別内訳					
				7~11年	11~22年	23~27年	28~32年	33年以上	
エステート	普通実生種	1,302	13	1,289	2	57	270	260	700
	優良苗木	728	290	438	26	282	120	10	
	合計	2,030	303	1,727	28	339	390	270	700
小農園	普通実生種	1,570	42	1,528	2	165	237	320	800
	優良苗木	128	78	50	20	27	3		
	合計	1,698	120	1,578	26	192	240	320	800
合計	普通実生種	2,872	55	2,817	8	222	507	580	1,500
	優良苗木	856	368	488	46	309	123	10	
	合計	3,728	423	3,305	54	531	630	590	1,500

(出所) *Mudie Mission Report*, 1954, p. 68.

第2の理由は高度の科学技術と膨大な資本によって生産されている合成ゴムとの競争である。かつて藍や生糸が農産物として栽培され、染料と衣料の需要を満たしていたが、資本集約的な人工染料や化繊が生産されはじめると、労働集約的な藍と生糸は徐々に駆逐されていった。天然ゴムも今後の合成ゴムの生産技術の進歩によって藍や生糸と同じ運命にさらされるかもしれない。現在ではまだ合成ゴムの総合的な品質という点では天然ゴムより劣っているが、一部用途や価格の安定性と廉価という面では天然ゴムをしのいでいて、天然ゴムの脅威になっている^(注7)。たとえば1960年にアメリカではゴム消費量の72%、また世界ゴム消費量の50%以上が合成ゴムによって供給されており、価格の面でも第4表のようにネオ・プレンゴムを除けば天然ゴムにまさっている。

第4表 天然ゴムと合成ゴムの価格(ニューヨーク)
(単位:セント)

年度	スチレン ゴ	ネオ・フ レンゴ	ブチール ゴ	R.S.S. I	R.S.S. 3
1948	18.50	32.00	18.50	22.01	20.19
1949	18.50	32.00	18.50	17.56	16.12
1950	19.00	34.00	18.69	41.10	40.19
1951	25.00	38.00	20.75	59.07	57.08
1952	23.50	38.00	20.75	38.57	36.58
1953	23.50	40.00	21.31	24.24	22.45
1954	23.50	41.00	22.50	23.64	23.32
1955	23.50	41.00	23.00	39.14	38.40
1956	23.50	41.00	23.00	34.17	33.40
1957	23.50	41.00	23.00	31.15	30.55
1958	23.50	41.00	23.00	38.07	26.38
1959	23.50	41.00	23.00	36.55	35.55
1960	23.50	41.00	23.00	38.16(1)	37.64(1)
1961	23.50	41.00	23.00	29.50	29.15

(注) (1)は11カ月の平均価格である。

(出所) *Rubber Statistical Handbook*, 1961, p. 53
より作成。

このようにゴム植え替え政策は生産性の高い豊産種のゴム樹を小生産者に植え替えさせることにより、合成ゴムとの競争に勝ち抜き、さらに所得水準の上昇を目的としたものであるが、より基本的

には合成ゴムとの競争に向けられているように思える。なおこの点についてはこれからの行論で明らかにしていく。

こうした二つの目的を持つ植え替え政策は、実際の経済作用としてゴム小生産者に影響を与え、目的を遂行するためには物的基礎が要求されるわけであるが、政府はその物的基礎、つまり政策資金源を既存の一般財政収入の中に求めず、ゴム輸出税に新たに植え替え資金調達のための項目を加えることによって求めた。一般にどこの政府でも、ある農業政策を行なう場合、その政策の遂行に必要な資金は種々の生産活動を行なっている経済主体から徴収した一般財政収入の再分配という形で行なわれるのが普通である。しかしマラヤのゴム植え替え政策はその遂行上必要な資金の調達を植え替えを必要とするゴム小生産者自身に求め、後にまた一定の条件の下で還流する形式をとっている。資金調達と分配においてきわめて特異な性格を持つことになり、植え替え政策の性格を規定する主たる要因になっているのである。そこでつぎに、植え替え政策の資金調達の方法と経済機能についてふれてみよう。

現在、マラヤのゴム輸出税にはゴム植え替え資金調達を目的としたものだけでなく、第1ゴム輸出税から第4ゴム輸出税までいろいろの目的を持った輸出税が課せられている。第5表がその輸出税の種類と課税金額を示したものである。第1ゴム輸出税は本来的な意味でのゴム輸出税であって従価税方式に従って徴収され、一般財政資金に組み込まれる。第2ゴム輸出税はインフレーション防止税(Anti inflationary cess)とも呼ばれ、官報ゴム価格が1ポンド当たり1マラヤ・ドル(以下、ドル、セントはマラヤ標示である)を越えた場合に徴収される。ただし、ゴムの価格がその後引き続き8

第5表 ゴム輸出税の種類および課税金額
(単位: ポンド当たりセント)

数量 (ポンド)	第1.ゴム 輸出税	第2.ゴム 輸出税 インフレーション 防止税	第3.ゴム 輸出税	第4.ゴム 輸出税	ゴム 輸出税 合計
40	1.625	—	0.75	4.5	6.875
50	2.00	—	0.75	4.5	7.25
60	2.375	—	0.75	4.5	7.625
65	3.375	—	0.75	4.5	8.625
70	4.250	—	0.75	4.5	9.5
75	5.250	—	0.75	4.5	10.5
80	6.125	—	0.75	4.5	11.375
90	9.250	—	0.75	4.5	14.5
100	12.375	—	0.75	4.5	17.625
110	13.50	2.50	0.75	4.5	21.25
150	22.50	12.50	0.75	4.5	40.25

(出所) Lim Chong Yah, "Export Taxes on Rubber in Malaya—A Survey of Post-war Development" *Malayan Economic Review*, Oct., 1960, vol. 5, No. 2, p. 55.

週間1ドルを割ったときには、徴収された資金のうちエステートの分は無条件で返済されるが、小規模栽培者の場合には第4.ゴム輸出税と同じ取り扱いがなされる。第3.ゴム輸出税は1ポンド当たり0.75セントの均一税であるが、この資金はマラヤのゴム研究所やその他の国際的なゴム関係機関の研究費や運営費にあてられる。なおこの第3の研究費ゴム輸出税は朝鮮戦争前は0.25セントであったが、1951年から0.5セント、さらに1954年に0.75セントに引き上げられたものである。

第4.ゴム輸出税が植え替え資金調達を目的とした輸出税であるが^(註8)、この輸出税が初めて設置されたのは1951年1月のことである。輸出税の課税金額はその後幾回か変更されたが、1952年9月以降は改正されておらず現在に至っている。現行の第4.ゴム輸出税はゴム輸出量1ポンド当たり4.5セントの均一税であるが、徴収された資金は1952年3月立法審議会で成立した「ゴム産業(植え替え)基金法——Rubber Industry (Replanting) Fund Ordinance」に従い、月々の生産量に応じてエステートと小規模栽培園に配分され、植え替え補助金

として基金A=エステート部門、基金B=小規模栽培園部門に組みこまれる。しかし、第4.ゴム輸出税により徴収され、基金Aに配分された租税は、エステートの場合は個々の経営者に月々の生産量に従い無条件に返済されることになっている。つまり第4.ゴム輸出税は本質的にはエステートは非課税対象になっていて小生産者のみに対する栽培付加税と同じ機能を果たしているのである^(註9)。エステートはただ行政上、小農園のゴム生産量を算出し、課税するために一時的に植え替え輸出税を徴収されているにすぎない^(註10)。もっともマラヤ政府は当初この植え替えゴム輸出税をエステートにも課税する意向であったが、エステートの利害を代表するイギリス人ゴム栽培資本家に強く反対され、小農園に対してのみ課税することになったのである^(註11)。これは一つにはエステート自身が植え替えを強制されるほどゴム樹が老齢化していなかったのと、資金的にも資本蓄積を強制されなければ植え替えできないような経営条件になかったためと思われる。しかし本質的にはゴム・エステート栽培資本の大きな部分が宗主国イギリスの資本によって占められているからにほかならない^(註12)。

これに反して小農園の場合には、基金Bからの補助金希望者は植え替え委員会(Replanting Board)にそのむねを申請し、一定の補助金支払い基準を通らなければ資金的に基金Bからなんの返還を受けることはない。小農園所有者は自ら蓄積した資本をエステート経営者のように自由に投資できず、ゴム植え替えに投資対象が激密に強制されているのである。植え替え政策は小農園栽培者の意志、能力にかかわらず、国家の法的強制力によりゴム栽培に資本蓄積を行なわしめるドラスティックな対小農園政策であるといえよう。

植え替えゴム輸出税が小規模栽培者にとって不利益となる点は、その資金調達にのみならず、輸出税一般がもつ経済機能の中にもある。というのは輸出税は輸出版売価格のうちからある一定の比率または定額が輸出税として差し引かれ、最終的にはゴム輸出税の場合はそれが流通機構を経てゴム生産者に転化され、実現所得がそれだけ減少する。さらに生産者の栽培規模に関係なく均一に課税されるわけであるから機能的には累進性のない所得税と同じ効果を持ち^(注13)、小規模生産者ほど負担の重いものになっている。その結果、ゴム輸出税はゴム小生産者の生活水準を低下させる有力なテコとして働き、ゴム小生産者の所得水準の上昇という植え替え政策初期の目的とさえ矛盾する結果が資金調達の過程ですでに惹起しているのである。

このように植え替えゴム輸出税の機能と資金調達の過程には旧宗主国イギリスのゴム投資家を中心としたエステート栽培者の利益を代表する性格が強く含まれ、典型的な植民地的租税構造たることを示している。しかし、こうした植え替え資金調達のメカニズムを正しく評価し、さらに植え替え政策全体を分析するためには、当政策の影響をとも深刻に受けている小生産者の経営条件を分析もつし、植え替え政策とどう関連しているかを明らかにしなければならない。

(注5) *Report of the Mission of Enquiry in to the Rubber Industry of Malaya*, 1954.

この報告書は当時のマラヤのゴム産業の問題点であるゴム植え替え輸出税を中心として、ゴム生産費、ゴム小生産者の流通機構などについて報告したもので、イギリス人の委員が中心となって構成されている派遣調査団によるものである。

(注6) ゴム小生産者調査委員 (Rubber Small-Holding Enquiry Committee) は1948年10月5日に

マラヤ連邦立法審議会によって承認され発足したもので、その主な目的はゴム小生産者のゴムの老齢化を調査することであった。Lim Chong Yah, "The Malayan Rubber Replanting Taxes", *Malayan Economic Review*, 1961. 10, vol. 6, No. 2.

(注7) 天然ゴムと合成ゴムとの品質の優劣について論じたものとしては T. R. Mc Hale, "The Competition between Synthetic and Natural Rubber", *Malayan Economic Review*, 1961. 4, vol. 6, No. 1. p. 23~30がくわしい。

(注8) 植え替えゴム輸出税法は1951年以来、数度改正されたが、その基本的な性格や機能は現行法と変わっておらず、現行の植え替えゴム輸出税の分析をもって植え替えゴム輸出税一般の性質、機能にかえても支障ないと判断される。なお植え替えゴム輸出税法の変遷についてのくわしい記述としては、Lim Chong Yah, "Export Taxes on Rubber in Malaya—A Survey of post-war Development", *Malayan Economic Review*, Oct., 1960, vol. 5, No. 2. pp. 46~55. Lim Chong Yah, "The Malayan Rubber Replanting Tax", *Malayan Economic Review*, Oct., 1961. vol. 6, No. 2, pp. 43~52がある。

(注9) Lim Chong Yah, "The Malayan Rubber Replanting Taxes", p. 47.

(注10) マラヤではエステートだけがゴムの栽培面積や生産量を申告する義務を負っているが、小農にはその義務はない。その結果、輸出税、徴収機構を通じて小農園の生産量だけに課税することは困難なのである。そのため便宜的にマラヤのゴム総生産を輸出量から推定し、そこからエステートの生産量を差し引いてゴム小農園の生産量を積み出し、それに課税するという方法で、基金Bに該当する資金を算出している。——*Mudie Mission Report*.

(注11) Lim Chong Yah, "Export Taxes on Rubber in Malaya", pp. 52~53.

(注12) 1952年度の *Rubber Statistical Handbook* によれば、1951年におけるイギリス人を中心としたヨーロッパ人所有のエステート栽培面積がマラヤ全ゴム・エステート栽培面積の約73%にも達している。

(注13) ゴム輸出税の租税機能を簡単に論じたものとしては Lim Chong Yah, "Export Duty: Direct or Indirect Taxes?", *Economic—Journal of the University of Malaya in Kuala Lumpur Economic*

Society, 1961. 11, vol. 2, No. 1. がある。

III ゴム小生産者の経営条件

マラヤの場合、ゴム小生産者の経営内容を詳細に分析することは、統計資料の点から言って困難である。ただわずかに利用に耐えうるものとしては、簡単なゴム農村実態報告書として、1960年 *Malayan Economic Review*, 10月号に記載された論文 "Productivity and Income in an Established Malay Reservation" (註14) がある。この論文はオーストラリア国立大学の E. K. Fisk が執筆したものであるが、かれはこの論文の中で、経営面積5エーカー前後のゴム小生産者がその潜在的な富裕性にもかかわらず、なぜ年間1人当たり所得が160ドルという貧困な生活にあえがねばならないか、その原因を経営の側面から分析している。今その詳細について述べることはできないが、ここでは Fisk の論文を基礎としながら、かれの推定した年間1人当たり所得160ドルという小生産者の経営条件について考えてみることにする。

マラヤのゴム小生産者の低所得性をもたらしている原因は大きく言って生産過程と流通過程に分

けることができるが、まず生産過程に存在する原因からさぐってみよう。

1. 栽培経営規模の零細性と家族小農経営

一番大きな原因は栽培規模の零細性である。第6表はマラヤにおけるゴム栽培地の経営規模を表わしたものであるが、1~7.25エーカーまでの規模の経営者層が全体の74%を占め、特に2~7エーカーまでの階層が圧倒的に多いことがわかる。

このような栽培経営規模の零細性は生産量の絶対的な低さをもたらしていることは言うまでもないが、そのほか栽培地の細分化や分散化、さらには零細な土地の共同所有を必然的に伴い、そのことが原始的な栽培技術、非能率的な労働配分や耕地利用をもたらし、低生産性に拍車をかけ、低所得水準の根本原因になっている(註15)。また、栽培規模の零細性はゴム栽培労働の形態にも当然反映する。たとえば第7表を見てみよう。この表は栽培作業のうちの主要労働過程たるクッピング労働の形態を経営規模別に見たものであるが、規模の零細なほど、家族労働に依存する比率が高くなっている。たとえば5エーカー以下全体では約75%と高い比率を示しており、10エーカー層になって

第6表 州別・規模別ゴム経営農家数、およびその構成比

州名	総計	1エーカー以下	%	1~1¼	%	2~2¼	%	3~3¼	%	4~4¼	%	5~7¼	%	7½~9¼	%	10~14¼	%	15~24¼	%	25~49¼	%
Johore	36,486	1,022	3	4,318	12	6,794	19	4,600	13	4,204	11	5,734	16	3,830	10	3,184	9	1,838	5	816	2
Kedah	24,256	1,346	6	3,972	16	5,262	22	3,094	13	1,748	7	4,068	17	1,414	6	1,800	7	932	4	494	2
Kelantan	26,116	4,088	16	5,884	23	4,182	16	2,826	11	2,056	8	3,480	13	1,632	6	1,158	4	570	2	194	1
Malacca	7,924	840	11	2,200	28	1,384	18	900	11	402	5	1,116	14	278	4	420	5	232	3	116	1
Negri S.	11,968	540	5	2,300	19	3,162	26	1,402	12	1,160	10	1,690	14	628	5	592	5	298	3	158	1
Pahang	16,420	360	2	1,282	8	2,022	12	2,368	14	2,072	13	3,750	23	1,684	10	1,770	11	802	5	272	2
Penang	3,154	200	6	426	14	370	12	356	11	256	8	620	20	230	7	336	11	224	7	82	3
P. Well																					
Perak	29,360	1,926	7	5,630	19	4,860	17	4,638	16	2,996	10	4,370	15	1,898	6	1,766	6	870	3	324	1
Perlis	1,540	342	22	360	23	302	20	202	13	62	4	212	14	8	1	12	1	18	1	20	1
Selangor	9,840	362	4	1,780	18	2,110	21	1,626	17	952	10	1,424	15	510	5	568	6	344	3	126	1
Trengganu	8,328	422	5	1,246	15	1,272	15	976	12	1,238	15	1,514	18	638	8	560	8	306	3	126	1
合計	175,392	11,448	6	29,398	17	31,720	18	22,988	13	17,146	10	27,988	16	12,750	7	12,166	7	5,434	4	2,728	2

(出所) Federation of Malaya, *Agricultural Census 1960*, No. 6, p. 5.

第7表 規模別にみた栽培園における労働力の形態

	採取栽培	家族労働	(%)	Bagi Dua 労働者	(%)	現金払い 労働者	(%)	請負者	(%)	家族労働 とBagi Dua 労働者	(%)	家族労働 と現金払い 労働者	(%)
1 エーカー以下	7,692	6,666	86	884	12	20	0	2	0	120	2	0	0
1~1¼	18,506	14,776	80	3,466	19	62	0	62	0	140	1	0	0
2~2¾	19,174	13,984	73	4,700	25	86	6	46	0	364	2	0	0
3~3¾	14,052	9,940	71	3,444	24	102	1	20	0	526	4	20	0
4~4¾	10,466	7,098	68	2,812	27	206	2	2	0	348	3	0	0
5~7¼	17,950	10,530	59	5,778	32	360	2	26	0	1,192	7	22	0
7½~9¾	9,886	5,538	56	3,038	31	200	2	2	0	1,018	10	64	1
10~14¾	9,956	4,580	46	3,622	37	404	4	106	1	1,128	11	52	1
15~24¾	5,782	1,684	29	2,434	42	452	9	46	1	1,006	17	100	2
25~49¾	2,558	434	17	1,200	47	314	12	22	1	484	19	56	2
50~99¾	494	26	5	232	47	120	24	4	1	76	15	14	3
100以上	106	2	2	26	24	66	62	2	2	6	6	2	2
合計	116,622	75,258	65	31,636	27	2,392	2	334	0	6,408	6	330	0

(出所) Federation of Malaya, *Agricultural Census 1960*, No. 6, p. 107.

初めてはっきりと家族労働と雇用労働への依存率が逆転している。雇用労働力の形態としては生産物の2分の1を現物または金額で受け取る Bagi Dua 労働者^(註16)の形態が圧倒的に多く、50 エーカー前後の栽培園は50%近くをこの Bagi Dua 労働者によって占められ、しかも100 エーカー以上層を除けば規模に比例して多くなっている。

このように、マラヤのゴム小生産者は規模の零細性が強く、家族労働力に依存する層が支配的であるが、このことは当然ゴム生産者の栽培技術のあり方を基本的に規定する要因として作用している。それをつぎに見てみよう。

2. 栽培技術

1917年ジャワのボイテンゾルグ (Beutenzorg) ゴム研究所で生産性の高い優良品種のゴム樹の芽を在来種の苗木から作った台木に接着させる芽接ぎ法 (Budgrafting Method) が工夫されて以来、ゴム樹の生産性は飛躍的に増大してきた^(註17)。その後マラヤのゴム研究所でも人工交配による品種改良と芽接ぎ法の研究が重ねられ、エステートでは合理的で生産性の高い栽培技術が普及するようになった。しかし、ゴム小生産者にとっては芽接ぎ栽

培法は技術的にむずかしいのと多額の費用を必要とするところから、エステートと比較すると普及度が低く、生産性の低い在来種や、自然生のゴム樹からゴムを採取する率が高くなっている。たとえばこのことは、第3表の小農園の優良苗木と普通実生種の割合からも明らかである。在来種や自然生ゴム樹と品種改良され、芽接ぎ法によって栽培されている優良ゴム樹との生産性の差は2倍、3倍ときわめて大きい^(註18)。

栽培技術の中核をなすタッピング技術がマラヤで研究されはじめたのは、だいたい1920年ごろからであるが、現在では A. B. C. 方式などエステートや規模の大きい栽培園ではゴム樹皮の消費率や再生産を計算に入れ、ラテックスの生産量が最大限になるタッピング技術が採用されている^(註19)。しかし商品経済の浸透により、貨幣を必要とする貧しいゴム小生産者には、合理的なタッピング技術の採用は許されない。たとえば1960年の農業センサスによれば第8表のごとく、連日タッピングする小規模栽培地が80%と圧倒的に多く、樹皮の保存上より適しているといわれる隔日タッピングは15%を占めるにすぎない。ここでは品種改良と

第8表 経営規模別によるゴム採取頻度

規 模	採 取 耕地数	ゴ ム 採 取 頻 度					
		連日 採取	(%)	隔日 採取	(%)	2日以上 間隔をお いて採取	(%)
1エーカー以下	7,692	6,346	83	1,784	10	562	7
1~1¼	18,506	14,834	80	2,406	13	1,266	7
2~2¾	19,174	15,458	80	2,826	15	890	5
3~3¾	14,052	11,230	80	2,012	14	810	6
4~4¾	10,466	8,408	80	1,410	14	648	6
5~7¼	17,950	14,292	80	2,848	16	810	4
7½~9¾	9,886	7,974	81	1,516	15	396	4
10~14¾	9,956	7,968	80	1,632	16	356	4
15~24¾	5,782	4,514	78	1,038	18	230	4
25~49¾	2,558	1,976	77	474	19	108	4
50~99¾	494	380	77	90	18	24	5
100以上	106	70	66	36	34	0	0
合 計	116,622	93,450	80	17,072	15	6,100	5

(出所) Federation of Malaya, *Agricultural Census 1960*, No. 6, p. 119.

いい、タッピングといい、商品経済にまきこまれた小農家族経営者の貧困性そのものが効果的なゴム栽培技術の採用を阻止しているのである。

3. 地 代

つぎに地代について述べてみよう。マラヤにおいても、他の後進国同様、地代がゴム小生産者の所得の低さをもたらしていることは確かである。たとえば Fisk の前述の論文によれば、調査地 Ulu Selangor (上セランゴール。この地域はマラヤでも比較的下層のゴム小生産者が多く集中しているところであり、調査結果の数字をマラヤ全体のものとしてみる場合にはある程度割引する必要がある) の三つのゴム村落のゴム小経営農家181戸のうち79.9%が小作人または分益小作人⁽¹²⁰⁾としての経営形態にあまなじっている。しかも地代・分益の条件は非常にきびしく、分益地代で40%から50%に達している。こういった高率地代がなぜ生ずるのか、その原因を詳細に分析することはゴム村落調査のモノグラフが不足しており、不可能であるが、マラヤのゴム栽培の場合、基本的には栽培地に対する需要・供給

の関係が規定的な要因になっているのではないかと思われる。もちろん、地代は土地の肥沃度、地理条件、さらには地代を目的とした資本の投下量などによっても影響されるが、ゴム栽培地に適した土地が相対的に希少であり、しかも少数のエステートや地主に土地が集積されている場合には、農村に過剰人口として堆積された小生産者は、小作権や、ゴム液採取権の獲得において常に不利な立場に立たざるをえない。その結果、小生産者間の競争が激しくなり、なかには茶代 (Tea Money) といわれる地主に対する小作人の貢物 (一種のプレミアムである) が地代とは別に支払われることさえめづらしくない。マラヤ大学の Aziz 教授の報告によれば⁽¹²¹⁾、この茶代が1年間の地代と同額に達することもあると言われる。

4. ゴムの加工販売

地代で生産物のなかばを取奪されたゴム小生産者はさらにゴムの加工販売においても低価格で売らざるをえない条件下におかれている。普通、採取されたゴム液=ラテックス (latex) は醋酸で凝固され、ローラーで一定の形にはめられた後で腐敗を防ぐためにゴム燻煙所 (Rubber Smoking House) で10日から14日間ほど燻煙される⁽¹²²⁾。燻煙所で加工されないゴムは腐敗しやすいだけでなく加工度も劣るから、販売価格もそれだけ低くならざるをえない。しかしその燻煙所の設備にはかなりの資本投下が要求され、ゴム小生産者にとっては負担の重いものになっている。たとえば、1960年に行なわれた『農業センサス』No. 4 および No. 6 の報告書によれば、ローラーを所有しているゴム小生産者は全ゴム経営農家 17万5392戸のうち約3分の1の5万1836戸であるのに対し、燻煙所を所有しているゴム園は840戸と1%にも満たず、ゴム小生産者が加工設備たる燻煙所を自己資金で設

立し、所有することがいかに困難であることを示している。

第9表 規模別に見た販売生産物の加工度

	採取 栽培	非乾燥 ゴム (%)	太陽熱 で乾燥 された ゴム (%)	煙煙 ゴム (%)	ラテックス (%)
1 エーカー以下	7,692	1,182	15	6,428	84
1 ~ 1 3/4	18,506	1,506	8	16,480	89
2 ~ 2 3/4	19,174	962	5	17,288	90
3 ~ 3 3/4	14,052	512	4	12,540	89
4 ~ 4 3/4	10,466	486	5	9,210	88
5 ~ 7 1/4	17,950	690	4	15,650	87
7 1/2 ~ 9 3/4	9,886	250	3	8,788	89
10 ~ 14 3/4	9,956	298	3	8,426	85
15 ~ 24 3/4	5,782	110	2	4,736	82
25 ~ 49 3/4	2,558	74	3	2,022	79
50 ~ 99 3/4	494	12	2	336	68
100 以上	106	0	0	56	53
合計	116,822	6,032	5	101,950	87

(出所) Federation of Malaya, *Agricultural Census 1960*, No. 6, p. 95.

そのためにゴム小生産者は煙煙所では加工せずに Wet Sheets や Sundried Dried Sheets といわれる加工度の低いゴムのままで市場で販売せざるをえないのである。たとえば第9表は経営規模別に見たゴム生産物の加工度を示したものであるが、5 エーカー以下の栽培地では煙煙所を利用している率は3%にすぎず、ゴム小生産者の生産物の加工度の低さを十分知ることができるであろう。しかしゴム小生産者が煙煙所を利用できないのは資金の面だけでなく、ゴム煙煙期間が10日から14日もかかることも大きな原因になっている。日々現金収入を必要とし、ゴムの販売が唯一の収入源である貧しいゴム小生産者は、煙煙加工を行なえばその期間生活できず、止むをえず非加工生産物として商人に窮迫販売せざるをえないのである。ここではゴム小生産者の生活水準の低さがゴムの加工生産をさまたげ、低所得水準を生むという悪循環がくり返されているのである。

つぎにゴムの流通過程が小生産者の経営条件と

どう結びついているか見てみよう。

5. 商人資本

ゴム小生産者が流通過程で高い販売価格を実現するのに大きな障害になっているのはゴム購入商人たちの法的に認可されている独占的ゴム購入体制である^(註23)。マラヤではゴム小生産者と直接取り引きを行なう商人は特別の許可なくしてこれを行なうことができない。その許可は各地方におけるゴム特許管理委員 (Rubber Supervision Licensing Board) へ特許書の申請がなされ、当否を審議された後に認可されるシステムになっている。当委員会の構成は地方役人たる特許関係官吏 (Licensing Officer) と商工大臣に任命された他の4名から構成されている。通常この「他の4名」の中にはエステートの代表者がかならず含まれ、その他にも1名ないし、それ以上の委員が地方で比較的大規模にゴムの取り引きを行ない、ゴム小生産者とは直接接しないゴム購入商人によって占められている。直接ゴム生産者が代表者として参加しなければならないという条項はない^(註24)。その結果、委員会はゴム小生産者を除く利益代表者のみによって構成されることになり、ゴム取り引き商人の特許承認権や選択権などすべての権限を把握し^(註25)、実質上地方の小商人を自己の支配下に入れ、マラヤの末端ゴム流通機構を支配しているのである。かれらはゴムの価格を低く抑え、直接生産者からの取奪を強化し、主として中国人・イギリス人によって営まれているゴム卸問屋・輸出商の利益を保証する役目を果たしているのである。したがって、小生産者と直接取り引きを結ぶ特許商人は法律で保護されることにより、経済的にも地方ゴム市場において需要独占 (monopsony)、買い手市場を形成している。しかしゴム小生産者はこのような需要独占に対してなんら抵抗手段を持たず、

生計費獲得のため価格に関係なくゴムを販売しなければならぬ。それに加えて、かれらの市場へのゴム供給量は僅少であるから市場価格決定の1要因たりえない。エステートの場合には価格の下落をゴムの供給量の調節、労賃、管理費を引き下げることによって、自己の損失にならない形で吸収することができるのに比較し、ゴム小生産者の場合にはそれがもつばら自家労賃への食い込みという形で現われるから、なおいっそう不利な販売条件に追いやられるのである。このように、まったくゴム小生産者の経営条件・生活条件から生ずる供給の非弾力性は特権商人の需要独占を強固ならしめ、商人資本の吸着をよりはげしいものになっている。

また法的にその地位を保証されている特権商人は、同時に高利貸商人や日常雑貨品を売る小売商人として活躍することが多い(注26)。かれらはゴム小生産者に生活資金や、生産資金、さらには日常品を前貸し、その分を小生産者からゴム生産物を購入するとき利子分をプラスしながら差し引くことが行なわれる。このことは小生産者側からいえば、ゴム需要独占同様、商人=高利貸資本がゴムの流通過程における搾取を強め、かれらの窮乏と没落を進める大きな要因となっていることを意味する。

以上マラヤのゴム小生産者の低所得水準を促進している経営条件について簡単にみてきたが、それは主として土地所有の零細性をもたらし、高率地代を搾取している地主と、中間利潤を吸収している特権商人であった。しかし、マラヤのゴム小生産者の所得水準を押えているのは、こういった地主や商人資本だけではない。IIで述べた植え替え資金調達のためのゴム輸出税もその徴収方法と経済機能においてゴム小生産者の実現所得を低く抑えている。ゴム輸出税は確かに特権商人による中

間搾取ではないが、機能的には政府の法的権力によってゴムの市場価格の一部を植え替え資金へ価値移転することであるから、直接生産者の所得水準を低める点では商人資本と同じ作用を果たしている。また、植え替え政策は単にこのように流通過程だけでなく、補助金の分配基準を通じて直接にゴム小生産者の生産過程にも影響を与え、経営条件の悪化に拍車をかけている。しかし、その影響はゴム小生産者の栽培規模によって著しく異なるはずである。ある栽培者にとっては救世主的な役割を果たしても、他の栽培者には没落を促進するものであるかもしれない。そこでつぎに植え替え政策が種々の階層のゴム小生産者の生産過程にどのような影響を与え、どのような効果をもたらしているかを検討してみることにする。

(注14) 当論文は1959年後半から1960年にかけて、筆者E. K. Fiskの指導のもとに農村工業開発局(Rural and Industrial Development Authority)の経済・計画課(Economic and Planning Division)が行なったUlu Selangor マラヤ人保留地におけるゴム小生産者の生産性と所得水準の調査をもとにして書かれたものである。

(注15) U. A. Aziz, "Land Disintegration and Land Policy in Malaya", *Malayan Economic Review*, April, 1958, vol. 3, No. 1. pp. 23~24.

(注16) Fed. of Malaya, *Agriculture Census*, No. 6, 1960, p. 3.

(注17) 『東南アジアのゴム産業』, アジア協会, pp. 114~115.

(注18) たとえば1960年 *Rubber Statistical Handbook* によると、非優良品種1エーカー当たりの生産量は平均443ポンドであるのに対し、優良品種による生産量は928ポンドになっている。

(注19) P. T. Bauer, *The Rubber Industry*, pp. 254~285。ゴム栽培技術の発達史を書いたものとしてはこの本が比較的くわしい。

(注20) ここでFiskが述べている「分益小作人-Share-cropper」なる概念が、日本の学界で一般に用いられている場合とまったく同じ意味で用いられてい

るかどうかについては、かならずしも明らかでない。その点これからの実地調査によって明らかにする必要がある。

(注21) Ungku A. Aziz, *Facts and fallacies on the Malay Economy*, p. 6.

(注22) E. K. Fisk, *Productivity and Income from Rubber in an Established Malay Reservation*, p. 15.

(注23) C. R. Wharton, "Marketing, Merchandizing, and Money Lending: A Note on Middleman Monopsony in Malaya", JR, pp. 24~44. この論文には、地方ゴム市場における商人資本の需要独占のほかゴム小生産者の供給の非弾力性、特権商人のゴム村落の中での高利貸商人、小売人としての役割についてもふれている。

(注24) *Ibid.*, p. 33.

(注25) *Ibid.*, p. 33.

(注26) *Ibid.*, pp. 42~43.

IV 植え替え補助金にからむ問題点

まず植え替え政策の沿革と補助金の支払い条件=分配基準の問題点を簡単に述べてみよう^(注27)。ゴム輸出税を資金源とするゴム植え替え計画は、1951年第1次計画(Scheme No. 1)が政府によって実施されて以来、現在行なわれている第3次計画(Scheme No. 3)まで進んでいるが、本格的な植え替え政策は1953年からの第2次計画(Scheme No. 2)からである。現在利用できるデータもこの第2次計画のものが多いため、ここに焦点をあてながら分析を行ない、問題の究明にあたることにする。

第2次計画は1953年1月1日より実施され、1959年12月31日まで7年間継続された。当計画のもとで補助金が与えられる下限栽培面積は1エーカー以上植え替えするものに限定され、上限の植え替え許可面積は全保有面積の3分の1を越えない範囲に限られている。たとえば15エーカーのゴム栽培地を所有している生産者は5エーカーまでの

植え替えに補助金が与えられるが、それ以上は自己資金で植え替えを行なわなければならない。ただし5エーカーまでは全栽培面積の植え替えに補助金が与えられ、5エーカー以下の植え替え希望者の補助金の分配条件が一応有利になっている。第2次計画では当初エーカー当たりの補助金は400ドルで6回の分割払いであった。第1回目の分割払い金額は当初120ドルであったが、後に植え替えの前作業を構成する整地作業、伐採、除草にかかる資金が120ドルでは不十分なことが経験的に認識され^(注28)、1954年11月補助金が1エーカー当たり500ドルに増額された際、同じく200ドルに増額された。また以前は6回の分割払いであったのが、これも5回に短縮された。しかし5回目の補助金を受領するのは保有地が栽培されてから3年半もあとであり、補助金支払い期間の長さにも不満が出ている。このほか植え替え補助金としては政府の一般財政資金に基づく小生産者のための植え替え補助計画がある^(注29)。当計画は1億1200万ドルの規模で1956年4月から始められ、第2次計画とタイプアップしながら行なわれている。政府の植え替え補助金計画は1エーカー当たり100ドルの補助金を小生産者に2回にわたって、第2次計画のもとでは、第3、4回目の分割払いと同時に支払われる。ただし、この補助金が適用されるのは第2次計画に応募し、認可を受けているものか、または認可の予定のあるものに限られている。その結果第2次計画のもとで植え替えを行なう小生産者は合計700ドルの補助金が与えられることになっている。しかし1960年に始まった第3次計画では一般財政資金による政府植え替え計画とゴム輸出税による植え替え計画とが植え替え政策の効果をいっそうあげるために一本化され、第2次計画で行なわれていた業務をそのまま引き継ぎ、現在も行

なわれている。以上が植え替え計画の沿革であるが、つぎにゴム植え替え計画の実施にからむ問題点をさぐることにする。

第2次植え替え計画のもとでは各州ごとに割当植え替え面積が定められ、小生産者に植え替えの

第10表 小規模栽培者の各州における植え替え割当と植え替え状況(1953~59年まで)

州	1952年度 現在の小 農園面積	1953~ 1959年の 植え替え 割当	1959.12. 31. 現在 の植え替 え面積	植え替え 割当に対 する比率 (%)
Johore	541,240	163,200	81,369	49.9
Malacca	87,144	25,920	49,982 $\frac{3}{4}$	192.8
Negri-Sembilan	128,211	38,400	34,958 $\frac{3}{4}$	91.0
Selangor	163,731	51,510	32,461	63.0
Perak	310,119	85,100	56,057	65.9
Pahang	98,453	29,660	12,983 $\frac{1}{2}$	43.8
Province Wellesley	19,835	8,740	5,080 $\frac{1}{2}$	58.1
Kedah/Perlis	146,298	48,200	19,662 $\frac{1}{2}$	45.5
Kelantan	65,108	21,120	13,325 $\frac{1}{2}$	63.1
Trengganu	46,779	13,440	11,118 $\frac{1}{2}$	82.7
Penang	9,195		821 $\frac{1}{4}$	
合 計	1,616,093	480,300	317,820 $\frac{1}{2}$	66.2

(出所) Chief Replanting Officer, *Report on Operations for the Years 1960.*

必要性を宣伝・指導し、目標を達成すべく努力がなされた。割当植え替え面積とその実績植え替え面積の差異は第10表によって示される。表からわかるように、割当面積は7年間に48万0300エーカー植え替えることであつたが、結局、目標の66.2%しか達成されず、31万7820.5エーカーが第2次計画のもとで植え替えされたにすぎない。ただしMalacca州では例外的に割当面積の192%が植え替えされているが、これはMalaccaの小規模栽培者の経営条件が比較的広い栽培地を持ち、植え替えしたゴムが成熟しなくても生計費が十分調達できる階層が多いからであると思われる。また、そのうえMalaccaは運輸交通手段といった社会的間接資本も他地域に比較してゆきとどき、それがゴム小生産の経営条件にも反映したものと思われる(註30)。しかし、

他の州においては例外的な現象でPahangにいたっては植え替え達成率が43.8%ときわめて低く、各州間の達成率の格差が目につく。今植え替え面積を各州別に見てきたが、これをつぎに年度別に1953年から60年まで見ると第11表のごとくになる。この表で重要かつ特徴的なことは、小規模栽培者による植え替え応募面積と認可面積とが年々割当面積を超過しているにもかかわらず、実際に植え替えがなされた面積は、毎年割当面積をかなり下回る数字になっていることである。つまりこのことは植え替え委員会に植え替えの申請を行ない、委員会の許可を受けながら、実際に植え替えされる面積がきわめて少ないことを意味している。前表の植え替え達成率66.2%という数字も結局はその結果現われたものである。ではこのような現象がなぜ起きているのかその原因を考えてみよう。

第1に考えられることは植え替え補助金額が絶対的にまだ不十分だということである。ゴム小生産者にとって必要な資金は、植え替えを行なう費用だけでなく、ゴムが成熟して採液できるようになる6ヵ年間の生活費も必要な植え替え資金として計算しなければならない。しかしながらエーカー当たり700ドルの補助金では生活費まで十分に補うことができない。一般に植え替え作業費は完全に行なうにはエーカー当たり最低800ドルから1000ドルかかるといわれており、もし6ヵ年間の生活費を700ドルからまかなうとすれば、逆に植え替え作業が不可能になる。このような低額な補助金は、植え替え政策の恩恵を受けることができる層を、一部の比較的資金の面でも余裕があり、剰余金を補助金にプラスして植え替えに資本投下できる上層の栽培者に限定せざるをえないのである。そこで補助金によって植え替えされた保有地面積を規模別に検討し、植え替え計画の主体にな

第11表 小農園の植え替え状況—応募件数、認可件数、実行植え替え面積 (単位：エーカー)

年 度	植え替え応募件数		植え替え認可件数		植え替え面積		割当面積	新 植	
	件 数	面 積	件 数	面 積	基金 B	政府資金		18条1項	19条1項
1953	16,416	71,400	12,869	49,218 $\frac{3}{4}$	27,612 $\frac{1}{4}$	—	40,000	エーカー	エーカー
1954	14,908	59,068 $\frac{3}{4}$	11,475	41,390 $\frac{3}{4}$	24,538 $\frac{1}{2}$	—	50,300		
1955	14,175	59,078 $\frac{3}{4}$	12,151	48,948 $\frac{3}{4}$	28,148 $\frac{1}{2}$	—	60,000		
1956	20,513	84,260 $\frac{1}{2}$	17,562	69,406 $\frac{3}{4}$	37,673 $\frac{1}{2}$	7,446 $\frac{1}{4}$	70,000		
1957	19,206	82,660 $\frac{1}{4}$	15,454	63,242 $\frac{1}{2}$	38,690	10,375	80,000		
1958	20,588	95,054 $\frac{1}{2}$	16,116	72,579 $\frac{1}{2}$	43,728 $\frac{3}{4}$	14,920 $\frac{3}{4}$	90,000		
1959	28,403	130,538 $\frac{1}{2}$	21,028	94,948 $\frac{1}{2}$	54,669 $\frac{1}{4}$	17,814 $\frac{3}{4}$	90,000		
1960	31,165	160,688 $\frac{3}{4}$	21,796	95,204	69,557 $\frac{1}{4}$	—	—	5,867 $\frac{3}{4}$	958 $\frac{1}{4}$

(出所) Chief Replanting Officer, Report on Operations for the Years 1960.

第12表 小規模栽培者における規模別植え替え面積

州 名	5エーカー未満保有の応募者数		5～15エーカー保有の応募者数		15～30エーカー保有の応募者数		30エーカー以上保有の応募者数	
	植え替え面積 エーカー	植え替え面積 エーカー	植え替え面積 エーカー	植え替え面積 エーカー	植え替え面積 エーカー	植え替え面積 エーカー	植え替え面積 エーカー	植え替え面積 エーカー
Johore	9,780	27,346 $\frac{1}{4}$	9,766	64,819 $\frac{1}{2}$	1,228	6,560 $\frac{3}{4}$	514	
Malacca	9,043	21,774 $\frac{3}{4}$	3,585	26,996 $\frac{3}{4}$	867	10,132	169	
Negri-Sembilam	6,157	13,800 $\frac{1}{2}$	2,789	17,827 $\frac{1}{4}$	446	3,866 $\frac{1}{4}$	329	
Selangor	4,589	14,432 $\frac{3}{4}$	3,241	14,113 $\frac{3}{4}$	331	6,272 $\frac{1}{4}$	242	
Perah	11,006	30,808 $\frac{1}{4}$	5,211	23,429 $\frac{1}{4}$	730	4,857 $\frac{3}{4}$	1,358	
Pahang	2,067	5,261	1,168	7,207 $\frac{3}{4}$	239	2,027	56	
Province Wellesley	463	935 $\frac{1}{2}$	491	2,298	146	1,397 $\frac{3}{4}$	92	
Kedah/perlis	3,013	6,201 $\frac{1}{4}$	1,527	8,581 $\frac{1}{2}$	564	4,468 $\frac{1}{4}$	144	
Uelantan	4,796	8,388 $\frac{1}{2}$	1,330	5,524 $\frac{1}{4}$	146	978	802	
Trengganu	1,266	2,792 $\frac{1}{2}$	892	4,841 $\frac{1}{4}$	279	2,801 $\frac{3}{4}$	1,067	
Penang	104	167 $\frac{3}{4}$	194	580	106	406 $\frac{1}{2}$	22	
合 計	52,284	131,908 $\frac{1}{2}$	30,194	176,219 $\frac{1}{4}$	5,082	43,768 $\frac{1}{4}$	4,795	

(出所) Chief Replanting Officer, Report on Operations for the Years 1960.

っている層を見てみよう。第12表がそれである。表によれば5エーカー未満の層と5～15エーカーの層の保有面積が多く、双方で全体の70%以上を占めている。この数字は前述の植え替え政策の利用者を一部の上層栽培者に限定しているという叙述と矛盾しているように見えるが、かならずしもそうでない。この表にのっている5エーカー未満の層と5～15エーカーまでの植え替え実行者は補助金のほかにも生活収入源があり、自己の経営条件内で植え替え補助金を利用できる階層であり、零細小生産者とは異なるのである。

たとえば前述のFiskの調査報告のなかでも「…しかし重要なことは植え替えを始めている土地所有者のうち81%が一つ以上の保有地を所有して

おり、新しい樹が成熟するまで他の土地からの所得に依存することができるということであり、他の19%はほかに十分な収入源を保有しており、土地からの収入に頼らなくてもよい条件にあることである」と述べ(註31)、さらに「事実、植え替えをしている土地所有者は比較的裕福であり、積極的に土地集積を行なっている。かれらにとって植え替えは一種の投資であって、生計費を得るための手段ではないのだ」と述べている(註32)。このように5エーカー以下の栽培地が多く植え替えされているとはいっても、それは実質的にはより階層の上の栽培者によって行なわれているのであり、IIIで述べてきた5エーカー未満の小生産者の経営条件では植え替えは困難なことは明らかである。マ

ラヤでのゴム生産者の底辺を形成する多数の小生産者は植え替え政策を自らの経営条件の改善、所得水準の上昇を実現する手段として利用できないのである。

ゴム小生産者の植え替え実行率を低くしている第2の原因は、労働集約的な植え替え整地作業が小家族労働を中心とした小生産者にとっては過重なことである。植え替え補助金申請者は補助金を獲得するために植え替え作業の前部をなす、伐採、ララン除草、排水設備、土壌保護、栽培地の境界線を作る作業といった整地作業を行ない、しかもある一定の基準に達しなければならない。しかしこうした植え替え整理作業はきわめて労働集約的であるうえに、栽培技術上ある一定期間内に集中的に労働力の投下が要求されるため、家族労働のみに頼り労働力の確保が十分に行なえない小経営者にとっても実質上植え替えは不可能になっている。たとえば、Mudie Mission の報告によれば、4 エーカーのゴム栽培地を保有し、雇用労働力を多少必要とする小経営者層が 1 エーカー植え替えする場合に必要な労働力についてつぎのように述べている。「植え替え投資はそのほとんどが労働力投資である。たとえば植え替えした年には120日、その後引き続き6年間に86日分の労働力が植え替え作業に投下されねばならない。植え替え年度の労働力投資120日は、特に植え替え初期の4ヵ月の間になされなければならないので困難をきわめる。3 エーカーを栽培地として経営し、残りの1 エーカーを植え替えするときに必要な労働力は、4 エーカー栽培するときを要する労働力の2倍半に相当する」(註33)と述べ、さらに「へい (fencing) 作りには、ある地域では12日、土壌保護の作業にはさらに100日必要であろう」(註34)と述べ、整理作業の労働集約性と困難性を強調している。また補助金の支払いは第1回目の補助金を受けた者で

も引き続き土地整備、栽培条件の管理が要求され、手ぬかりが認められる場合には、次回からの補助金の支払いが据え置かれることになっている。たとえば、これも Mudie Mission の報告によると1953年に最初の補助金を受けたもののうちララン除草、その他必要最低限度の作業が行なわれてないという理由で1954年の第2回目の補助金の支払いを受けられない植え替え申請地が31%にも達したと述べている(註35)。また、さらに植え替え委員会の報告により、1953年から1959年までの植え替え認可面積と補助金据え置きのため、植え替えが不可能になった面積を見ると、第13表のごとく10%にも達している。もちろん表からは直接補助金据え置きの理由を知りえないが、それが労働集約的な植え替え整地作業と補助金の低額が小家族経営者層の経営条件に結びついて生起してきていることはうたがいない。

このように植え替え補助金の利用者と非利用者が補助金額と植え替え作業労働の過程を通じて階層的にはっきりと現われているが、これは本質的には補助金の分配基準のなかに階層性が存在するからにはほかならない。補助金利用者は、かれらの

第 13 表

	総面積合計 (エーカー)	1960.12.31 現在の総据え 置き面積	比率 (%)
Johore	81,369	6,807½	8.4
Malacca	49,982¾	874¾	1.8
Negri-Sembilan	34,958¾	3,526	10.1
Selangor	32,461	5,694	17.5
Perak	56,057	3,419¼	6.1
Pahang	12,983½	2,360¼	18.2
Province Wellesley	5,080	698½	13.7
Kodah/perlis	19,662¾	2,310½	11.7
Kelantan	13,325½	1,785	13.4
Trengganu	11,118½	4,580¾	41.2
Penang	811½	106	13.1
	317,810¾	32,162½	10.1

(出所) Chief Replanting Officer, Report on Operations for the Years 1960.

経営条件を改善し、ゴム生産力の発展をいっそう促進できるが、5エーカー未満の零細ゴム生産者は逆にこれまで述べてきた二つの理由により、補助金政策から疎外され、両者の経営条件にいっそうの格差をもたらしていると考えられる。そこでは植え替え政策は初期の目的であるゴム小生産者の所得水準の上昇を達成しておらず、逆に経営条件の悪化へと導いているのである。

(注27) 植え替え政策の沿革と補助金分配の行政技術的説明はThe Chief Replanting Officer, "Report on Operations for the year 1960"によるところが多い。

(注28) *Ibid.*, p. 5.

(注29) *Ibid.*, p. 5.

(注30) *Mudie Mission Report*, p. 28.

(注31) E. K. Fisk. Productivity and Income from Rubber Reservation in an established Malay Reservation", *Malayan Economic Review*, p. 20.

(注32) *Ibid.*, p. 20.

(注33) *Mudie Mission Report*, pp. 71~72.

(注34) *Ibid.*, pp. 71~72.

(注35) *Ibid.*, p. 28.

V 結 論

マラヤのゴム植え替え政策は、ゴム小生産者全体の所得水準の上昇と合成ゴムとの競争を目的として実施されてきた。しかし今まで述べてきたごとく、具体的な政策としての資金調達方法と植え替え補助金の分配基準のなかには、当政策のそうした初期の目的とは離反させるような経済機能が内在し、実際の政策効果としては、零細ゴム小農の経営条件の悪化、没落、上層ゴム生産者のみの経営条件の改善を現象せしめてきた。つまり家族労働力を中心とした小生産者は自らの経営条件の貧弱さゆえに補助金を生産資金として利用できず、所得水準の引き上げはおろか商品生産者としての地位の維持がますます困難になってきている。これに反し、一部の上層ゴム生産者は補助金を自己資

金にプラスしてゴム栽培に資本投下することにより、ゴム生産力の増大を実現し、零細ゴム生産者との間に経営条件の格差が広がりつつあるのである。植え替え政策の目的は政策に内包されている階層性のために逆に生活水準の低下にすり変えられ、農村プロレタリアートへの没落の契機とさえなっている。しかし、マラヤのようにゴム産業が植民地的産業構造を持ち、イギリス資本の支配下にあるところでは、ゴム産業政策が表面的にはゴム産業を構成する諸階層間の利害をふっ拭したような形で表現されても、本質的にはイギリスゴム栽培資本の利害を反映して実施され、こうした政策の目的と効果の離反現象が起こるのは当然であろう。資本家自らの利潤を薄くするような財政政策は当時のマラヤでは望むべくもない。さらにこうした植え替え政策が、なぜマラヤ政府によって実施されざるをえなかったのか、その原因を世界ゴム市場の観点から探れば、それはやはり戦後のアメリカ、ドイツを中心とした合成ゴムの進出によるものであろう。戦前においては天然ゴムがゴム市場を独占しており、ゴム産業の保護政策ももっぱら生産量、輸出制限による市場価格の維持に限定されていた。しかし合成ゴムの発展は、天然ゴム生産国が合理的なゴム栽培技術を採用することにより、生産性の向上を実現できる経営層を拡大し、生産性の低い小生産者層を再編を要求してきた。零細ゴム生産者の広範な存在は合成ゴムの進出を阻止しえないからである。植え替え政策は、いわばこうした世界ゴム市場の新たな展開のもとに実施されたものであり、ゴム小生産者の所得水準の上昇という政策目的が現在のマラヤの経済的・政治的条件のもとでは付随的な意味しか持ちえないことも当然のことであろう。

(アジア経済研究所調査研究部第2調査室)